

<日常生活用具 給付要件等一覧>

種目	障害及び程度		性能	耐用年数	基準額	
	障害者手帳交付者	難病患者等				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上(18歳以上)	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害2級以上(3歳以上及び常時介護を要する者)又は重度の知的障害者(児)(3歳以上)	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級の者(学齢児以上及び常時介護を要する者に限る)又は重度の知的障害者(児)であり、訓練を行っても自ら排尿後の処理が困難なもの(学齢児以上)	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)(3歳以上)	—	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る)(学齢児以上)	寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用しえるもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者(18歳以上)	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす(児のみ)	下肢又は体幹機能障害2級以上(3歳以上17歳以下)	—	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上17歳以下)	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	5年	159,200円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの(3歳以上)	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円	

自立生活支援用具	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上(学齢児以上)	常時介護を要する者	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害で、2級以上(学齢児以上)	—	T字状・棒状の杖で、木製又は軽金属製であるもの	3年	3,000円
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(18歳以上)	—	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者(3級以上)てんかんの発作等により頻繁に転倒する重度の知的障害者(児)・精神障害者	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの ア スポンジ、革を主材料に製作 イ スポンジ、革、プラスチックを主に製作	3年	ア 15,200円 イ 36,750円
	特殊便器	上肢障害2級以上(学齢児以上)	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
	火災警報器	障害等級2級以上又は重度の知的障害者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(学齢児以上)	—	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
	自動消火器	障害等級2級以上又は重度の知的障害者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(学齢児以上)	—	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)又は重度の知的障害者(児)(18歳以上)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上(学齢児以上)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)(18歳以上)	—	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
	視覚障害者用秤	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	25,000円

在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析治療を行うもの(3歳以上)	—	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの	呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者(18歳以上)	—	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(学齢児以上)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	視覚障害者用血圧計	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)(18歳以上)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	—	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
携帯用会話補助装置	音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者(学齢児以上)	—	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800円	
情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害(2級以上)	—	視覚又は上肢に重度の障害を有する者がパソコンを使用する際に補助となる周辺機器及びソフト等	4年	100,000円	
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者であって、必要と認められる者(18歳以上)	—	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円	

点字器	視覚障害者(学齢児以上)	—	標準型 ア 32マス・18行・両面書真鍮板製 イ 32マス・18行・両面書プラスチック製 携帯型 ア 32マス・4行・両面書アルミニウム製 イ 32マス・12行・両面書プラスチック製	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 携帯型 ア 7,200円 イ 1,650円
点字タイプライター	視覚障害2級以上(就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(学齢児以上)	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上(学齢児以上)	—	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(学齢児以上)	—	画像入力装置を読みたい物(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障害者用時計	視覚障害者2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする(18歳以上)。	—	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	触読 10,300円 音声 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発音・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(学齢児以上)	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの(学齢児以上)	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円

	人工喉頭	喉頭摘出などにより、発声機能を失った者	—	笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 4年  電動式 5年	笛式 5,000円  電動式 70,100円
	福祉電話（貸与）	聴覚障害又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	—
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	—	障害者等が容易に使用し得るもの	—	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	—	点字により作成された図書	点字図書で年間6タイトル又は24巻以内で、かつ、年間60,000円の購入金額を限度とする。	厚生労働大臣が必要と認めた額証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申込み時に支払うものとする。
排泄管理支援	ストマ用装具	膀胱機能障害・直腸機能障害によりストマを増設した者 （手帳を取得していなくても該当になる場合があるので、ご相談ください。）	—	蓄便袋・蓄尿袋	—	蓄便袋 8,600円/月  蓄尿袋 11,300円/月
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品）	高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者（3歳以上）	—	紙おむつ	—	12,000円/月

抜用具	収尿器	高度の排尿機能障害者 (18歳以上)	-	男子用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ア 普通型 イ 簡易型 女子用 ア 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの イ 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋、導尿ゴム管つき	男子用 1年 女子用 1年	男子用 ア 7,700円 イ 5,700円 女子用 ア 8,500円 イ 5,900円
-----	-----	-----------------------	---	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------	------------------------------------------------------------